

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 相談員（第6条—第9条）
- 第3章 防止委員会（第10条—第15条）
- 第4章 調査委員会（第16条—第21条）
- 第5章 雑則（第22条—第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 このハラスメントの防止等に関する規則（以下「規則」という。）は、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1） ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、性暴力等及び求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント等をいう。

（2） セクシュアル・ハラスメント

職員、学生等又は関係者（以下「職員等」とする。）による他の職員等を不快にさせる性的な言動及び職員等による他の職員等に就業、修学、教育及び研究上の利益又は不利益を与える性的な言動（第6号に定める性暴力等を除く。）をいう。

（3） アカデミック・ハラスメント

職員又は学生等による優越的地位又は権限を不当に利用して他の職員又は学生等に教育、研究及び修学上の不利益、損害等を与える言動をいう。

（4） パワー・ハラスメント

職員等による優越的な関係を背景として他の職員又は関係者に就業上の不利益、損害等を与える業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動をいう。

（5） 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

職員が妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する制度又は措置の利用を阻害し、他の職員に就業上の不利益、損害等を与える言動並びに職員による妊娠・出産等に関する嫌がらせ等により職員に就業上の不利益、損害等を与える言動をいう。

（6） 性暴力等

職員が学生等に対して行う教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項各号に定める行為と同等の言動をいう。

（7） 求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント等

職員による求職者等の求職活動等を阻害する性的な言動並びに第4号及び第5号に定める言動と同等の言動をいう。

（8） ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため職員の教育、研究及び就業上、学生等の修学上又は求職者等の求職活動等上の環境が害され、不利益、損害等を受けること、及びハラスメントへの対応に起因して職員が教育、研究及び就業上、学生等が修学上又は求職者等が求職活動等上の不利益、損害等を受けることをいう。

（9） 職員

本学において就業する者をいう。

（10） 学生等

本学において修学する学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生等をいう。

(11) 関係者

学生等の父母、関係業者等で、職員と教育、研究及び就業上又は学生等と教育、研究及び修学上の関係を有する者をいう。

(12) 求職者等

本学の求人に応募する者、本学の実施する労働者の採用に資する活動等に参加する者をいう。

(13) 求職活動等

求職者が行う求職活動、求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等の最終的な責任を負うものとする。

(監督者等の責務)

第4条 職員を監督する地位にある者又は学生等を指導する立場にある者(以下「監督者等」という。)は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に関し必要な措置を行うものとする。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、職員、学生等に注意喚起し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処すること。

(2) 職員、学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(職員、学生等の責務)

第5条 職員、学生等は、別に定めるハラスメントをなくすために職員、学生等が認識すべき事項についての指針に従い、ハラスメントを行ってはならない。

第2章 相談員

(設置)

第6条 本学に、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

(職務)

第7条 相談員は、職員等又は求職者等からのハラスメントに関する苦情の申し出及び相談(以下「苦情相談」という。)があった場合は、次のことを行う。

(1) 事実関係の確認

(2) 苦情を申し出た者(以下「相談者」という。)の望む措置の確認及び必要に応じた助言

(3) 緊急性の程度の把握

2 相談員は、相談者の同意を得て相談内容を記録するとともに、速やかに第3章に定める防止委員会に報告するものとする。

3 相談員は、苦情相談の対応に当たって、別に定めるハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針に定める事項に十分留意するとともに、相談者及び関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(相談員)

第8条 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 学生サポート委員会委員から選出された教授、准教授又は講師 2名

(2) 総務広報課副課長

(3) 学務課副課長

(4) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第1号及び第4号の相談員は、学長が命ずる。

(任期)

第9条 前条第1項第1号及び第4号の相談員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 防止委員会

(設置)

第10条 本学に、室蘭工業大学ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

(職務)

第11条 防止委員会は、職員、学生等にハラスメントの防止等について、この規則及び第5条に定める指針の周知徹底を図るとともに、次に掲げる業務を行う。

- (1) ハラスメントの防止等に係る指導及び改善に関すること。
- (2) ハラスメントの防止のための啓発活動及び研修に関すること。
- 2 防止委員会は、第4章に定める調査委員会からの調査結果について、審議を行い学長に報告するとともに、必要に応じ、ハラスメントに関する加害者への適正な指導、処分等を要請するものとする。
- 3 防止委員会は、相談者に対し、調査結果及びハラスメントの防止等の内容について説明するものとする。
- 4 防止委員会は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、再発防止に向けての必要な措置を講じるものとする。

(組織)

第12条 防止委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事又は副学長のうちから学長が指名する者
 - (2) 学生サポート委員会委員長
 - (3) 保健管理センター所長
 - (4) 事務局長
 - (5) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第5号の委員は、学長が命ずる。
- 3 相談者との間において利害関係がある防止委員会委員及び相談員として苦情相談を受けた防止委員会委員は、当該苦情相談の審議に加わることができない。

(任期)

第13条 前条第1項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第14条 防止委員会に委員長を置き、委員長は学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。
- 4 第12条第3項の規定により委員長が審議に加わることができない場合は、防止委員会が委員長の職務を代行する者を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第15条 防止委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 調査委員会

(設置)

第16条 相談員から苦情相談についての報告があった場合で、その被害救済に関して調査、審議を行わせる必要があると防止委員会が認めたときは、防止委員会にハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(職務)

- 第17条 調査委員会は、ハラスメントに関する対応に当たっては、公正な事情聴取を行うものとし、プライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 調査委員会は、調査の結果を速やかに防止委員会委員長に報告するものとする。

(組織)

第18条 調査委員会は、防止委員会委員長が必要と認めた者若干名をもって組織する。ただし、相談者との間において利害関係がある者、苦情相談を受けた相談員又は防止委員会委員は、調査委員会の委員となることができない。

- 2 前項の委員は、防止委員会委員長が命ずる。

(任期)

第19条 委員の任期は、当該苦情相談に係る措置が終了するまでとする。ただし、調査委員会の調査の過程で、委員と相談者との間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちに当該委員の職を解くものとする。

(委員長)

第20条 調査委員会に委員長を置き、委員長は防止委員会委員長が指名する。

(委員以外の者の出席)

第21条 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(事務)

第22条 防止委員会及び調査委員会に関する事務は、学務課の協力を得て総務広報課で処理する。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 学長、監督者等その他の職員等は、ハラスメントに対する苦情相談、当該苦情にかかる調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等及び求職者等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第24条 ハラスメントに起因する問題に関係した職員、学生等は、当該問題に関係する職員等及び求職者等のプライバシーや名誉その他の人権に配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(防止委員会からの要請等に基づく措置)

第25条 学長は、第11条第2項の規定により、防止委員会からの要請があった場合には、必要な措置を講じるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第26条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度室工大規則第33号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度室工大規則第31号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度室工大規則第7号)

この規則は、平成23年10月1日から適用する。

附 則 (平成28年度室工大規則第26号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年度室工大規則第112号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年度室工大規則第49号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年度室工大規則第8号)

この規則は、令和2年9月29日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

附 則 (令和4年度室工大規則第15号)

この規則は、令和5年3月20日から施行する。

附 則 (令和5年度室工大規則第10号)

この規則は、令和5年12月26日から施行する。

附 則 (令和8年7月16日室工大規則第4号)

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年9月16日室工大規則第6号)

この規則は、令和8年10月1日から施行する。